

政策Ⅲ－３－（１）－①

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化

1. 目標等

達成すべき目標	組織犯罪対策及び犯罪収益の規制に資すること 【達成年次】毎年度
目標設定の考え方及びその根拠	「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の規定により、マネー・ローンダリング等に関すると思われる取引について、金融機関等による届け出が義務付けられている「疑わしい取引の届出」制度により、金融機関等のサービスが犯罪者によって利用されることを防止し、金融機関等及び金融システムの健全性及びこれに対する信頼を確保しようとするもの。 【根拠】組織的犯罪処罰法第54条等
測定指標	年間届出件数及び提供件数

2. 平成18年度重点施策等

18年度重点施策	① 外国F I U及び国際機関との連携強化等 ② F A T F 勧告の遵守
参考指標	① 外国F I Uとの協議及び国際会議等への参画状況（情報交換取極件数） ① N C C T 対象国リストに掲載されている1ヶ国の改善状況（解除を含む） ② 勧告対応状況

3. 政策の内容

マネー・ローンダリング（資金洗浄）とは、犯罪で得た収益（犯罪収益）を、あたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかける行為です。このような行為を放置しておく、犯罪収益が将来の犯罪活動に使われたりする等のおそれがあるため、当該行為を防止する必要があります。

金融庁では、疑わしい取引の届出について適切に情報提供するとともに、その実効性を確保するために、金融機関等に対する研修及び法執行当局との意見交換を行なうほか、F A T F（金融活動作業部会）勧告の遵守を含む国際協調の推進等を行なうことにより、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策等の強化に努めることとしました。

#### 4. 現状分析及び外部要因

我が国では、平成4年に金融機関等に薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出が義務付けられましたが、12年2月には届出の対象が200を超える重大犯罪の収益に係る取引にまで拡大され、その後、13年9月11日の米国同時多発テロ事件を受け、14年7月にテロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても届出対象となりました。

また、14年4月には、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（本人確認法）が成立しましたが、その後、16年12月に、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」へ改正（16年12月30日施行）されました。18年9月には、10万円を超える現金送金などを行う際に、金融機関に送金人の本人確認等を義務付ける本人確認法施行令の改正を行いました（19年1月4日施行）。

これらの制度改正に加え、特定金融情報室では、金融機関等が疑わしい取引か否かを判断する際の参考事例を改訂・公表し、更に、説明会等を行うなど啓発活動を行ってきた結果、組織的犯罪処罰法施行後、届出件数は大幅に増加してきました。

特定金融情報室では、以上のような取組みを行ってきましたが、近年においては金融機関以外の事業者を利用するなど、犯罪手口にも変化がみられるようになってきたこと、さらには、FATF勧告において、措置を講ずべき事業者の範囲を金融機関以外に拡大することが求められたことなどを受け、19年3月、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が成立し、FIUは、19年4月に国家公安委員会（警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官）へ移管されました。

なお、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策では、引き続き国際協調の推進が重要であり、FATFなどの国際会議に積極的に参加することが求められています。

#### 5. 事務運営についての報告及び評価

##### (1) 事務運営についての報告

###### ① 外国FIU及び国際機関との連携強化等

ア. 疑わしい取引に関する情報交換を円滑に行うため、18年12月にインドネシアFIUとの間で情報交換枠組を設定しました。

イ. FATF及びAPG（アジア・太平洋マネー・ローンダリング対策グループ）の活動に参加し、各国と意見交換を行ったほか、APGが加盟国に対して行う、FATF勧告遵守状況の評価のための相互審査に、審査官として職員を派遣するなど、関係する国際機関に対して積極的な貢献を行いました。

## ② F A T F 勧告の遵守

F A T F 勧告遵守の観点から、18 年 10 月から 11 月にかけて、金融機関等の疑わしい取引の届出責任者等に対し、疑わしい取引の具体的な事例や届出に当たつての留意事項などを周知するための「疑わしい取引の届出」研修会を実施するとともに、18 年 9 月には関係法執行当局との意見交換会を開催しました。

また、10 万円を超える現金送金などを行う際に、金融機関に送金人の本人確認等を義務付ける本人確認法施行令の改正（19 年 1 月 4 日施行）を行ったほか、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の制定及び F I U の移管に積極的な貢献を行いました。

更に、19 年度に予定されている F A T F 対日相互審査に向け、職員を審査官養成研修に派遣し、審査官の着眼点を養うなど、入念な準備を行っております。

## （2）評価

### ① 外国 F I U 及び国際機関との連携強化等

F A T F 等の国際会議に積極的な参加・貢献を行ったほか、インドネシア F I U との間で情報交換枠組を設定するなど、外国の機関と連携して国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金の監視体制の強化に努めました。また、A P G においては、相互審査へ職員を審査官として派遣するなど、大きく貢献しました。

その他、当庁の特定金融情報室長が、F A T F のアジア・太平洋地域 N C C T レビューグループ議長として、ミャンマー連邦の N C C T リストからの解除に貢献しました。

### ② F A T F 勧告の遵守

「疑わしい取引の届出」研修会において、具体的な疑わしい取引事例を示すなど、金融機関等の意識向上に努めたこともあり、届出件数は資料 1 のとおり増加しました。

18 年についてみると、総届出件数 113,860 件のうち、犯罪捜査等に資すると認められた 71,241 件の届出に係る情報を捜査機関等に提供しており、各捜査機関において活用されています。

また、捜査機関等に対してより有効な情報提供を行い得るよう、捜査機関等の法執行当局と意見交換を行い、情報分析のスキルアップを図りました。

このほか、F A T F 勧告の国内実施に向け、10 万円を超える現金送金などを行う際に、金融機関に送金人の本人確認等を義務付ける本人確認法施行令の改正（19 年 1 月 4 日施行）を行い、その周知・広報及び適切な実施に努めたほか、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の制定及び F I U の移管に積極的な貢献を行いました。

更に、19 年度に予定されている F A T F 対日相互審査に向け、職員を審査官養成

成研修に派遣し、審査官の着眼点を養うなど、入念な準備を行っております。

上記を踏まえると、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化に貢献できたものと考えられます。

【資料1 疑わしい取引の届出件数の推移（暦年ベース）】

暦年 (1～12月)	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
届出件数 (件)	1,059	7,242	12,372	18,768	43,768	95,315	98,935	113,860

(注) 2000年1月までは旧「麻薬特例法」に基づく届出、2000年2月以降は「組織的犯罪処罰法」に基づく届出です。

## 6. 今後の課題

- (1) 疑わしい取引の届出件数は年々増加していますが、疑わしい取引に関する情報をより多くの犯罪捜査等に結びつけるためには、金融機関等からより質の高い情報がより多く届け出られる必要があります。このような届出が行われるためには、金融機関等が疑わしい取引を的確に発見することが必要であり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように、今後も、国家公安委員会（F I U）と連携をとりつつ、研修会等を通じて周知を図っていく必要があります。
- (2) マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策には国際的な協力体制を推進することが不可欠であるため、今後もF A T F、A P G等の国際会議に積極的に参加する必要があります。また、F A T F勧告の国内対応については、関係省庁と更なる協力を推し進めていくとともに、F A T F対日審査への積極的な対応を行う必要があります。

## 7. 当該政策に係る端的な結論等

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（F A T F対日審査への対応等）を行う必要があります。

### 【18年度の達成度及び判断理由】 B

「疑わしい取引の届出」に係る研修会の実施等により届出件数が引き続き増加傾向にあるなど、一定の成果は上がっているものの、F A T F勧告への対応をより充

実させる必要があることから、Bと評価しました。

## 8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 研修会等の開催状況
- ・ 法執行当局との意見交換会の開催状況
- ・ 外国 F I U との連携や国際会議における連携・協力の実施状況
- ・ 処理状況（年間届出件数及び提供件数）

## 10. 担当部局

監督局総務課、総務企画局総務課国際室、総務企画局企画課

（注）19年3月末までの担当部局は、総務企画局総務課特定金融情報室及び総務企画局企画課。